



学校生活スタート

川辺小新一年生、6名の学校生活がはじまりました。授業では、先生の質問に「はい」と大きな声をあげて、しっかりと答えていました。これからもどんどん新しい知識を吸収し、自分の世界を大きく広げていくことでしょう。

主な内容

村長施政方針	2~3
3月定例会の条例の改正、補正予算、請願など	4~6
平成25年度当初予算	7
3月定例会一般質問	8~13
第1回臨時会	14
各話題、議会のうごきなど	14

玉川村議会 平成25年 第1回 臨時会

今回の臨時会では、人事案件が審議されました。その内容結果については、次のとおりです。

教育委員任命の同意



富岡 ケイ子さん

平成25年3月31日で任期満了となる教育委員の選任に同意を求める件について、執行部から現職の富岡ケイ子氏(64)の任命の同意提案がなされ、起立多数で可決されました。

“私からひとこと”を募集しています。 議会に対してのご意見をお寄せ下さい。

(募集のご案内)

- ▶原稿字数 200字以内。
添削や不採用もあります。
- ▶住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記。
匿名は不可。
- ▶宛先は 〒963-6392 玉川村議会事務局「広報編集委員会」FAX0247-57-3952

議会のうごき



2月

- 14日 石川地方町村議会議務局長会議(石川町)
- 25日 福島県町村議会議長会定期総会(福島市)
- 26日 石川地方町村議会議長会(福島市)
- 27日 平成25年度当初予算説明会(議員控室)

3月

- 4日 議会運営委員会
- 8日~15日 3月定例会
- 13日 村内中学校卒業式
- 20日 福島空港開港20周年記念式典(たまがわ文化体育館)
- 27日 公立岩瀬病院企業団議会定例会(須賀川市)
- 28日 平成25年第1回臨時会(議場)

4月

- 8日 村内小中学校入学式
- 10日 福島空港活性化推進協議会監査(議長室)
- 11日 石川地方町村議会議長会(石川町)
- 25日 福島空港活性化推進協議会総会(玉川村)
- 28日 玉川村消防団春季検閲式(泉中学校)

福島空港開港20周年 記念事業



おもてなしキャラバン隊：ふくしま八重隊によるNHK大河ドラマ「八重の桜」主人公・新島八重の勇気と慈愛に満ちた人生を演舞により披露(3月20日たまがわ文化体育館)



ANA「八重の桜ラッピングジェット」福島空港へ初披露(3月20日限定フライト)ボーイング767-300型機の機体の左右に綾瀬はるかさん他、縦約2m、横12mにわたってデザイン。全国の空から震災復興を応援しています。

村議会議員選挙から、一年が経過し、二年目を迎えるようになっています。6月・9月・12月の定例会では、7名の議員が一般質問を行い、3月の定例会では、6名の議員が一般質問を行いました。また議案に対しても質疑が活発に行われました。その結果の評価は村民が判断してくれると思います。東日本大震災・台風15号の災害・原発事故による放射能汚染と風評被害・少子高齢化社会等、課題が山積してきます。一年を経過し、二年目を迎えた今、村当局と議会は、立場をわきままえ、この山積した課題に、積極的に取り組む姿勢を村民から求められていると認識しなければならぬと思います。

(鈴木忠雄)

あ
と
が
き



玉川村議会

3月定例会

あ ら ま し

玉川村議会3月定例会は、3月8日から15日までの8日間の会期で開催されました。

今定例会では、専決処分に関するものが1件、条例の制定や改正等が16件、組合規約の変更が1件、村道路線変更が1件、補正予算が6件、平成25年度当初予算7件の審議を行い、全て原案どおり可決されました。

また、一般質問では6名の議員が登壇し、村執行機関の考えを質しました。



石森春男 村長

村長施政方針

「より一層の活力ある玉川村の再生」に向け行政運営に当たる

3月定例会の冒頭、村長から平成25年度における施政方針について、基本的な考えと行政運営の方針が述べられました。その内容の要旨については次のとおりです。

一昨年の3月に発生した東日本大震災と原子力災害から2年が経過しようとしています。

平成24年度は「大災害復興初年」と位置付け、災害からの復興復興に向け、村として全力で取り組み、災害復旧がほぼ完了いたしました。

しかしながら、放射能汚染関係による風評被害等、復興への道

のりは、まだ時間がかかります。この厳しいピンチをいかに乗り切り、より一層の活力ある玉川村再生ができると考えております。

村では、第5次玉川村振興計画の将来像「未来につながる村づくり」を元気に、たまかわ」を指し、中長期的なスパンで、一貫した村づくりを図り、喫緊

の課題となっているより質の高い復興のための事業の取り組みが必要となっています。その課題解決のため、平成25年度一般会計予算総額は、対前年度比4.8%増で、34億6千万円となりました。

歳出における平成25年度の主な事業については、「豊かな人間性、郷土を愛する心を育む村づくり」であり、特色ある教育振興のため、小中学校における基礎学力向上を目指し、数・数学・英語そして、児童生徒・保護者・教師等へのきめ細

新規事業として、農作物等の加工施設建設も視野に入れ、「6次産業化推進事業」について検討し、実施してまいります。

畜産業・林業についてもできる限りの手立てを講じ、風評払拭に努めてまいりたいと考えております。

商工業の振興を図るため、商工会と連携を密にし、運営の助成支援をはじめ、産祭等村に活力が生まれるような支援として、プレミアム商品券助成額を倍増し、村内商工業者の活性化も図ってまいります。

工業につきましては、新たな企業誘致に努めてまいります。

また、引き続き「緊急雇用創出事業」を実施し、村内の観光資源の発掘や近隣の観光ルートとタイアップを図り、玉川の良さを村外に発信し、村を訪れる方が増え、人の交流ができるような、観光振興による活性化に取り組みでまいります。

就航路線の確保と、交流促進のため、引き続き村民の空港利

用者に対し、海外5名以上・国内10名以上での団体利用者に助成を行い、利用拡大を図ってまいります。

最後に、「人の交流により人と地域が輝き時代の変化に的確に対応できる村づくり」についてであり、元々村づくりのためには、女性が積極的に地域づくりに参画できる体制づくりを推進し、各種委員に女性の方の登用なども含め、女性ならではの視点から助言等いただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、引き続き地域活性化交流事業に取り組み、それぞれの地域の創意と工夫による事業展開によって、人や物の交流が図られて活発になることを期待しております。

中学2年生を対象とした「中学生国内研修事業」、「日華親善友好都市推進協議会事業」についても実施してまいります。

特に、今年度は、交付された復興支援交付金等を、最大限に生かし、質の高い復興の実現のためにスピード感を持って、取り組んでまいります。

防接種に加え、今年度も引き続き、子宮頸がんワクチン等の予防接種を実施し、村民の健康づくりを支援してまいります。

高齢者福祉としましては、生きがい・趣味づくりの一助となるような公民館事業、地域老人クラブ事業への支援を行い、「健康管理事業」「敬老会事業」も引き続き実施してまいります。

急激な高齢化、医療費の増加により「後期高齢者医療特別会計」「介護保険特別会計」とも給付費が伸びておりますので、保健師が家庭を訪問し、健康相談や指導を行い、医療費の抑制に努め、重症化を防ぎ、地域で安心して暮らせる地域づくりや、「健康な村民づくり」に努めてまいりたいと考えております。

障害者福祉としましては、「重度障害がい者事業」「障害福祉サービス事業」等、障害者総合支援法施行によるサービスの提供を実施します。

次に、「環境にやさしく、快適で安心して暮らせる村づくり」であります。社会資本整備総合交付金事業」で3路線

と、1橋梁の整備を予定しております。生活道路につきましては、維持修繕により適正に管理してまいります。

また、「震災対策農業水利施設整備事業」で11カ所のため池の土質調査及び、耐震性を解析し、必要に応じ改修を行いたいと考えております。

公営住宅を適正に管理するため村営住宅長寿命化計画を策定を行いたいと考えております。

生活基盤の根幹をなす水についても、簡易水道事業との統合計画を本年度作成し、上水道給水区域拡張による未給水地域解消、四辻水源についても具体的な活用について検討し、水の安定供給のために取り組んでまいります。

個人の住宅についても「住宅用太陽光発電システム設置事業」を推進し、震災等の復旧が、まだ完了されていない方もおりますので「災害見舞金支給事業」「住宅リフォーム緊急整備対策事業」についても引き続き実施し、瓦礫の再搬入については、期限をもうけ実施する予定です。「除染対策事業」につきまし

ては、村の除染計画に基づき、線量の高い地域の戸建の除染作業も計画的に進めてまいります。

また、玉川村地域防災計画に基づき、事業の見直し、災害時に機能する災害対策本部の充実を図ってまいります。

次に、「魅力的で活力に満ちた村づくり」であります。風評に負けない「活力」の再興のため、農業・工業・商業の調和のとれた産業の振興が求められています。

本村の基幹産業であります農業の長期的な育成支援に取り組みすることが重要であり「経営所得安定対策」の加入促進とあわせ、加工用米や新規需要米への誘導、さらに米生産数量地域間調整による米の需要調整対策を行ってまいります。

また、農業の担い手の育成支援や認定農業者の確保を図り、新たな集落営農組織づくりに取り組むとともに、村営農推進協議会の充実を図り、生産性の向上に努めてまいります。

引き続き、農作物の放射性物質検査及び、カリ質肥料・ゼオライトの購入支援、昨年度より

専決処分の報告

玉川村防災会議条例の一部を改正する条例

玉川村地域防災計画の見直しにあたり、より適切な組織体制にするため防災会議を構成する委員の定数を変更する条例の一部改正の専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めた。(起立全員)

条例の制定・改正

玉川村村営住宅等の整備基準を定める条例の制定

第1次地域主権一括法による公営住宅法第5条の改正により、公営住宅等の整備に関する基準を条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

介護保険法第115条の14

第1項及び第2項の規定に基づき、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定

第1次地域主権一括法による、道路法第30条の改正により、特定項目に係る構造基準を除く、村道の構造基準を条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例の制定

第2次地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条の改正により、道路管理者である村は特定道路の構造に関する基準について、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定

第1次地域主権一括法による道路法第45条の改正により、管理する道路に係る道路標識の寸法及び、文字の大きさについて、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定

第1次地域主権一括法による河川法第100条の改正により、河川管理施設等の構造基準について、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律に基づき、条例で規定することが必要となるため、制定するものである。(起立全員)

玉川村暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。(起立全員)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

玉川村鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い、新たに報酬を定めるため、条例の一部を改正するものである。(起立全員)

玉川村村営住宅管理條例の一部を改正する条例

第1次地域主権一括法による公営住宅法第23条の改正により、入居者資格について定

める規定を変更するため、条例の一部を改正するものである。(起立全員)

玉川村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

「障害者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するための法律」が、平成25年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。(起立全員)

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。(起立全員)

玉川村体育施設条例の一部を改正する条例

たまかわミニ体育館を、売り渡しをしたため、玉川村体育施設条例の一部を改正するものである。(起立全員)

玉川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例

家畜導入事業資金供給事業の終了に伴い、基金条例を廃止するものである。(起立全員)

設置規約の変更

石川地方障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更

障害者自立支援法の一部改正に伴い、地方自治法第252条の7第2項に基づき、規約の一部を変更するものである。(起立全員)

村道路線の變更

村道の路線変更

路線変更については、村道Ⅱ・5号線及びⅡ・8号線について、起点及び終点に変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、議会の

議決を求めた。(起立全員)

補正予算

平成24年度玉川村一般会計補正予算(第6号)

各種事業の精算にかかるもの、新たに国の補正予算により取り組むものを主とするもので、歳入歳出それぞれ4,894万3千円を減額し、予算総額を40億3,966万4千円とするものである。なお、補正の主なものは、表1のとおりである。(起立全員)

平成24年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

保険給付費の増額および補助金等の確定によるもので、歳入歳出をそれぞれ1,431万5千円増額し、予算総額を8億4,576万3千円とするものである。なお、補正の主なものは、表2のとおりである。(起立全員)

平成24年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第3号)

負担金等の交付決定と給付費不足のため、歳入歳出それぞれ1,833万7千円を増額し、予算総額を4億400万2千円とするものである。(起立全員)

平成24年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出からそれぞれ104万3千円減額し、予算総額を4,533万6千円とするものである。(起立全員)

平成24年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

予算総額から歳入歳出それぞれ595万円を減額し、歳入歳出の予算総額を1億5,400万6千円とするものである。(起立全員)

次ページへつづく

表1 一般会計補正予算の主なもの (単位:千円)

Table with 4 columns: 区分, 款, 補正額, 備考. Rows include 地方交付税, 国庫支出金, 県支出金, 繰入金, 総務費, 衛生費, 消防費, 教育費.

表2 国民健康保険特別会計補正の主なもの (単位:千円)

Table with 4 columns: 区分, 款, 補正額, 備考. Rows include 国民健康保険税, 国庫支出金, 繰入金, 総務費, 保険給付費, 予備費.

平成25年度 一般会計予算

予算総額は34.6億円

●歳入 (単位：千円)

款	25年度当初	24年度当初	増減額
1 村 税	676,110	699,124	△23,014
2 地方譲与税	48,512	50,784	△2,272
3 利子割交付金	1,172	1,375	△203
4 配当割交付金	686	357	329
5 株式等譲渡所得割交付金	168	89	79
6 地方消費税交付金	61,298	62,777	△1,479
7 自動車取得税交付金	9,660	9,583	77
8 地方特例交付金	1,792	1,972	△180
9 地方交付税	1,390,000	1,424,900	△34,900
10 交通安全対策特別交付金	1,201	1,364	△163
11 分担金及び負担金	21,959	22,685	△726
12 使用料及び手数料	69,275	67,891	1,384
13 国庫支出金	205,588	180,494	25,094
14 県支出金	357,138	273,983	83,155
15 財産収入	5,806	5,715	91
16 寄付金	2	3	△1
17 繰入金	275,022	182,802	92,220
18 繰越金	50,000	30,000	20,000
19 諸収入	76,211	61,702	14,509
20 村債	208,400	222,400	△14,000
歳入合計	3,460,000	3,300,000	160,000

●歳出 (単位：千円)

款	25年度当初	24年度当初	増減額
1 議会費	74,422	78,713	△4,291
2 総務費	457,982	403,034	54,948
3 民生費	724,207	682,829	41,378
4 衛生費	604,654	461,380	143,274
5 労働費	125	105	20
6 農林水産業費	309,484	231,267	78,217
7 商工費	84,873	69,022	15,851
8 土木費	242,205	205,353	36,852
9 消防費	150,229	149,169	1,060
10 教育費	339,586	343,614	△4,028
11 災害復旧費	3	13,356	△13,353
12 公債費	466,106	480,276	△14,170
13 諸支出金	1,929	177,549	△175,620
14 予備費	4,195	4,333	△138
歳出合計	3,460,000	3,300,000	160,000

平成25年度 主な新規事業等

(単位：千円)

事業名	金額
(仮称)健康の駅整備事業	41,293
幼保一元化施設整備事業	37,635
阿武隈川浸水対策事業関連事業	25,000
ふくしまの恵み安全・安心推進事業	22,788
震災対策農業水利施設整備事業	21,800
6次産業化推進事業	20,000
観光計画整備事業(緊急雇用)	14,212
公有財産台帳整備事業(緊急雇用)	9,934
須釜小教育施設修繕事業	9,822
ため池等汚染拡散防止対策実証事業	8,500
航空写真撮影及びデジタルオルソ作成事業	7,500
屋内遊び場運営事業	6,821
役場北庁舎耐震診断	2,673

平成25年度 特別会計・上水道事業会計予算

(単位：千円)

会計区分	25年度予算	24年度予算	増減額	
国民健康保険特別会計	822,094	818,227	3,867	
介護保険特別会計	404,724	374,798	29,926	
後期高齢者医療特別会計	47,450	46,100	1,350	
農業集落排水事業特別会計	175,400	140,465	34,935	
簡易水道事業特別会計	25,507	19,345	6,162	
上水道事業	収 益 的	192,457	190,159	2,298
	資 本 的	172,923	191,338	△18,415
	計	365,380	381,497	△16,117
合 計	1,840,555	1,780,432	60,123	

平成24年度玉川村上水道事業会計補正予算(第3号)

収益的収支の総額からそれぞれ120万円減額し、収益的収支の総額を1億8,959万5千円とするものである。収益的収入における主なものは、水道料金について、今後の収入を見込み175万円減額するものである。収益的支出における主なものは、原水及び浄水費について、今後の支出の見込みにより136万円減額するものである。

次に、資本的収入の主なものは、羽根石橋の橋梁移設工事のための補償金439万6千円を減額するものである。また、資本的支出の主なものは、羽根石橋の橋梁移設工事に係る委託費及び補償工事費、南須釜字八又地内の配水管路布設工事費などの減により、施設拡張事業費を、3,747万5千円を減額するものである。(起立全員)

当初予算

平成25年度当初予算として、一般会計と5つの特別会計、上水道事業会計の予算案が執行部より提案された。審議の結果、全て起立全員で可決された。(7ページに記載)

発議

玉川村議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正により、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴う、改正である。(起立全員)

玉川村議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法の一部改正により、本会議においても委員会同様の開催や参考人の招致ができることとなった

ための会議規則の改正である。(起立全員)

請願

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

【請願者】
日本労働組合総連合会福島県連合会
石川地区連合
議長 高宮 清さん

紹介議員

三瓶 力議員

【請願の趣旨】

①福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引上げを図ること
②一般労働者の賃金引上げが4月であることから福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること以上の2点について、政府関係機関並びに福島労働局長に意見書の提出をお願いすること。

【審議の結果】
総務産業建設常任委員会に

付託されて審議したところ、全会一致で採択された。

地方財源の確保を求める意見書提出の請願

【請願者】
日本労働組合総連合会福島県連合会
石川地区連合
議長 高宮 清さん

紹介議員

三瓶 力議員

【請願の趣旨】

①地方の一般財源総額について、平成24年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とすること
②自治体職員の人件費の決定にあたっては、従来通り自治体の自主性(慣行)を尊重すること
以上の2点について、政府関係機関に意見書の提出をお願いすること。

【審議の結果】
総務産業建設常任委員会に付託されて審議したところ、全会一致で採択された。

意見書(議員発議)

請願のあった2件について、意見書を議員発議で本会議に提案した。その結果、どちらも全会一致で可決され、関係機関に提出された。提出された意見書は次のとおりである。

●福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
●地方財源の確保を求める意見書



ラージボール卓球を楽しむ皆さん

玉川村議会3月定例会



小林徳清議員

Q 乙字ヶ滝公園脇モータール敷地の件について

A 取得へ向けて研究をしてみたいと考えております

問 当村のイメージ回復、又、接続村有地と合わせて幅広く活用できる事が可能となるので、取得に向けて取り組むべきと思うが。

答 イメージ的に好ましくないと感じていた。権利等調査し、有効な利用方法等による財源的な手当てが可能であれば、取得に向けて研究をしてみたいと考えております。

Q 境沢川、阿武隈川合流地点から上流整備の件について

A 関係地権者や地元区長と相談し検討する



境沢川の倒木のようす

問 阿武隈川合流地点より上流は以前から大雨による増水で、土砂崩れ流失を繰り返す所に、倒木があり流

れを堰き止め、荒れ放題となっている。治水は村政の役割でこれ以上の浸食と土砂流失を防ぐ為にも、整備すべきと思うが。

答 山林所有者の財産権問題や管理面の問題も考えられますので、関係地権者や、地元区長さんとも相談し、検討をしてみたいと考えております。

問 耕作地が無いと言う事で、放置されてきたが、現状を視認していたのか。

答 以前は見えていないが、最近言われてから見ました。

問 河川管理責任は村当局にあると思うが。

答 その通りです。

問 梅雨時前に見回り監視すべきと思うが。

答 道路なり河川をパトロールしていると思うが、地域から要請があれば見て回る。

Q 下水道使用料納入通知書改善検討の結果について

A 3ヶ月ごとの納付書発行については進展していない。引き続き検討する。

問 下水道使用料納入通知書改善について、経費削減の為の提起でもあり、世帯員数の調査時期に合わせ3ヶ月ごとの通知に出来ないか、検討するとの答弁に申し伺う。

答 経費削減は想定されるが、まだ使用料が発生していない状況で、通知書(請求書)を送付できないのではないかと。従いまして先に検討しておりましたが、3ヶ月ごとの通知書の発行については、進展しておりません。

問 事務改善委員会規定による検討ならば村長は諮問をしたのか。

答 一〜二回諮問ありました。

問 議会だよりを読んだ方々からの、声援を受けているので再度伺う。

答 滞納に繋がるおそれがあり、今後県の指導を受けながら引き続き検討します。



渡邊一雄議員

Q 遊休農地の対応について

A 遊休農地の解消に努める

問 現在、村内各地に多くの遊休農地があり、農業にたずさわっている人の多くが高齢の方々であり、これらも多くの遊休農地が出てくるのではないかと思います。これらの問題を考えていかなければならないと思い、村としての考え方を伺いたいと思います。

答 遊休農地については、全国的にも増加傾向にあり本村においても約200haの農地が耕作されず、放置されている状態にあり、誠に憂慮すべき状況である。村では、遊休農地の解消に向けて、耕作放棄地対策協議会を設立し、遊休農地を利用した、ソバ、大豆等の栽培を支援して

いるところです。現在のところ、解消された農地はごく一部であり、根本的な解決には至っておりませんが、村としては、県、JA、各種農業関係団体と連携を図り遊休農地の解消に努めて参りたいと考えております。

問 遊休農地の原発問題で、畜産農家の方が、野草や、牧草を与えられない中、これらの問題も踏まえて長期的な対策が必要であると思えます。村としても、専従の職員があつてはと思いますが、村としての考えを伺いたいと思います。

答 専従の職員については、は、検討をさせて頂きたいと思っております。問題の牧草や

野草については、現在、対象とされていないのが、現状であります。いろんな形で、県なりに働きかけて行きたいと思っております。

問 村の企業が倒産されておき、その中で会社勤務を辞めて、農業に携わる人もあると思えます。若者が農業に携わる事で遊休農地も少なくなると思いませんか、どの様に考えているか伺いたいと思います。

答 若い方が、農業に携わる方には、積極的に支援をして参りたいと思っております。村としては、本年度も予算化しておりますので、できるだけ積極的に支援をして参りたいと思っております。

問 現在の社会の中で若い方々の職業もさまざまであり、人によっては朝早く又、夜遅く、日曜、祝日とさまざまであり、その様な中、日曜、祝日の一時子供預かりを村と

A 連携した支援を行う

活動の内容は、生後6ヶ月以上の乳幼児から小学校3年生までの児童を対象に、午前8時から午後8時までの時間帯において、子供を一次的に預かる事や、村内の学校、保育施設や塾などの送迎を行う有償ボランティアとして、活動をしているところであり、

して若者達の支援をしてはいかがかと思っております。この支援をして、若者に、この玉川村に魅力を感じて頂く事が出来ると思ひ、本件について伺いたいと思ひます。

答 現在の社会の中で、若い方々の職業や勤務時間も様々であります。村におきましても、これらを鑑みて平成20年度から土曜一日保育をスタートした所であり、5年間の土曜日開所時の一日平均人数は34人です。

又、社会福祉法人、玉川村社会福祉協議会においても、地域子供預り事業「たまかわおひさまサポート」の名称で、子育て支援事業を進めております。

活動の内容は、生後6ヶ月以上の乳幼児から小学校3年生までの児童を対象に、午前8時から午後8時までの時間帯において、子供を一次的に預かる事や、村内の学校、保育施設や塾などの送迎を行う有償ボランティアとして、活動をしているところであり、



屋内遊び場のようす

「ト」には、18名の保護者の方が「おねがい会員」として登録をされ、現在2名の方が利用されております。幼児、児童を預かる方は、子育てに経験を持った23名の高齢者の方々が、「まかせて会員」として登録されております。

屋内遊び場のようす



塩澤重男議員

Q 居住環境の整備について

A 行政区からの要望により対応

①道路が暗い玉川村を明るく交通安全、防犯上からも街路灯・防犯灯も増設が必要。村内の基幹道路500メートル間隔に街路灯を設置すべきと考えるが。

安、心配する声あり、不安を払拭する対応策を講じる必要があると考えるが。

①平成22年度に商工会事業として、村が補助を行い60基設置。これまでと同様に行政区からの防犯灯設置要望により対応。

②南須釜、蟹沢地区の県道。路面凍結時スリップによる横転、追突箇所なので、事故防止対策が必要と考えるが。

②県管理の道路、石川土木事務所と協議させていただく。

③通学路の安全確保、歩道の除雪。道路の除雪により歩道側に雪が堆積され、車道を歩かざるをえない。安全面から通学路の歩道だけでも除雪すべきと考えるが。

③村の除雪作業は車道を中心とした除雪作業を実施。歩道の除雪はしていない。

④東部地区でガソリンスタンドがなくなり、高齢者から不便を感じるが。

④村としても商工会や関係者に事業維持について働きかけを行ったところでありませんが残念ながら事業継続に至りませんでした。また、全国的にも改正消防法の施行により、地下タンクの設置年数による油漏れ装置などが義務付けられ改修費用負担の影響からガソリンスタンドの廃業が問題となっており。今後、国の施策による対応等があった場合には、民間企業などへの情報提供をして、運営を促したいと考えております。

Q つぐめ体罰対策について

A いじめ、体罰は絶対許さない認識で学校全体として取り組んでいく

①村内において、いじめや体罰の発生状況はどうか。悪質ないじめの見逃しはないか。平成24年度において傷害、暴行、恐喝、その他それぞれの発生件数は。

②いじめ問題、体罰問題の予防対策どのようなようになっているか。

③教育現場での体罰と指導の線引きは。

④いじめ防止条例を設置する考えは。

①村内において、いじめや体罰の発生状況はどうか。悪質ないじめの見逃しはないか。平成24年度において傷害、暴行、恐喝、その他それぞれの発生件数は。

②いじめ問題、体罰問題の予防対策どのようなようになっているか。

③教育現場での体罰と指導の線引きは。

④いじめ防止条例を設置する考えは。

Q 玉川村監査委員条例について

A 条例どおり実施する

①平成24年度には傷害、暴行、恐喝についてはゼロです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。

②いじめの未然防止として人権問題として「いじめは絶対許さない」という意識を学校全体として取り組んでいる。

③教育委員会や学校現場での判断の基準は、学校教育第11条や学校教育法施行規則第13条、そして文部科学省や県教育委員会の通知等となります。

④今後検討していきたい。

その他小学校3件、中学校1件の報告内容は、冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。軽くぶつかったり、蹴られたりするなどです。



車田悦夫議員

Q みなし道路の取り扱いについて

A 村では減免、管理しつつある

①協議終了後も門、へい、土留め、樹木等が撤去されず残されたままになっている箇所があるが決済にあたり、現地を確認しているのか。

②後退用地の管理は建築主、敷地所有者となっているが、村で管理することはできないのか。

③測量及び後退杭の埋設は建築主が行うが、分筆、地目変更（公衆用道路）の登記はしているのか。その際、固定資産税の減免はあるのか。

④測量費、登記代を村で負担

するとはできないか。

⑤舗装部分が4m未満でも、蓋なし側溝に蓋を掛けることで4m以上の幅員になる道路もある。蓋なし側溝に蓋を掛けて頂くことはできないか。

①杭の確認だけで、撤去までは指導していない。

②後退用地を村で管理しても効果があるか分からないので出来ません。

③後退用地については敷地所有者となっているので、減免はしていない。

④石川町では使用賃借等の契約により、課税は免除となっているが、村では考えていない。

⑤蓋掛けについては、原因者である建築主が負担をすべきであると考えている。

要綱の8条には非課税とするとあるが、要綱違反ではないのか。

現在していないので、検討してみます。

幼児一元化施設「こども園」及び給食センター

玉川村事務改善委員会活動状況について

近年、行政サービスの低下が指摘されている。村には、玉川村事務改善委員会規程があるが機能しているのか。

委員は副村長が委員長となり、7名の委員で構成している。8課から5課体制の評価、公用車運転業務の委託、公用車の低燃費車への更新について協議した。今後、住民窓口サービスのワンストップ化と職員の高質向上を目標とし協議を継続していきます。

村内における国、県の直轄事業について

村内における国、県の直轄事業について事前説明は、当然、あるものと思



大和田 宏議員

Q 25年度の教育方針について

A 特色ある教育の振興を目指す

25年度は、どのような教育方針を立てられ、子ども達の健やかな成長と学力向上に当たられる考えなのか、次の4点について伺います。1点目は、教育方針は何か。2点目は、学校内において行き過ぎた指導はなかったか。3点目は、ゆとり教育の問題点は何か。4点目は、学校週6日制の導入により期待できるものは何か。

教育目標は、特色ある教育の振興を目指し、「豊かな自然や歴史、文化を基盤として学校、家庭、地域の連携を図り、心身ともに健康でたくましい『生きる力』を持つ幼児・児童生徒を育む」とも

「生きる力」をはぐくむことが目的であったが、授業時間の減少により「学力低下」につながっていると考えられている。次に、学校週6日制の導入については、教育再生会議等で話題が上がっている段階です。お答えするまでに至っておりません。

Q 仮置き場用地確保の状況と今後の進め方について

A 地元の要望に応えながら早期に進める

将来を担う子ども達の教育環境の健全化という観点から、校庭等に保管されている除染物の移動先である仮置き場の現状と今後の進め方など次の2点について、伺います。1点目は、青井沢地区との話し合いの状況はどうか。2点目は、仮置き場の設置と除染物の移動など今後どのように進めるのか。

地元との話し合いの状況ですが、仮置き場を設置し、すでに実施された各学校の校庭等に保管されている

放射性廃棄物については、搬入を受け入れるということでは承を得ました。次に、今後の進め方については、今年度中に仮置き場設置及び校庭等からの搬出が完了するよう進めております。

青井沢地区の要望には十分応え、地域の活性化を図るべきと思うが、地域の要望に対しては、それにしよう対応したい。

集荷所を手直しして、集会所機能のある施設の整備を進めるべきと思うが、地元とよく話し合いをしながら進めて参りたい。

地元負担なしで進めることを約束していただきたい。

そういう意味合いを含めての考えである。



Q 「健康の駅たまかわ」構想について

A 村民の健康の維持・増進に努める

村民の健康の維持管理や保持増進のための拠点施設として、「健康の駅たまかわ」構想が掲げられていますが、次の3点について伺います。1点目は、目的は何か。2点目は、施設の拠点はどこに置くのか。3点目は、どのような組織体制を組むのか。

目的でありますが、「体力づくり」「食」「環境」「交流」「コミュニケーション」に関する事業を展開し、全村民が安全で効果的な健康づくりに励み、それを意識し高めることとあります。

施設の拠点については、保健センターを増改築し中心となる場とする予定です。組織体制については、「健康の駅たまかわ推進協議会(仮称)」等を設置し進めて参ります。

が、この地域は検出された物質の汚染地域か。検出された物質は、広く相当量存在する。



鈴木忠雄議員

Q 東日本大震災と台風15号の災害について

専門家に、調査検証を依頼することを要求し、それに対して、村の答弁は、その回答を変える訳にはいかないが、どのような方法で、どのような方に、どの様なことをおねがいしたら良いか、ありましたら、ご指導をお願いいたしますと答弁があった。この件に関して、被害者と相談の結果、須賀川市の藤沼湖を調査検証を実施した、専門家の先生方をお願いするよう提案いたします。



阿武隈川堤防の亀裂のようす

はじめに、東日本大震災の災害についての大規模な亀裂と、決壊の関係についての調査検証に関しましては、答弁ではありませんので、申し添えておきます。ただし

はじめに、東日本大震災の災害についての大規模な亀裂と、決壊の関係についての調査検証に関しましては、答弁ではありませんので、申し添えておきます。ただし

③被災住宅等の救済支援については、村単独事業の適用範囲を拡大したと、答弁があったが、なにを拡大したのか。

支援の適用を拡大し、施工業者は村内、村外を問わず、対象として補助をしています。

④住宅周辺の被災した個人所有の土手、道路、上下水道等の救済支援の実施状況について

住宅周辺の土手についてはありません。道路については上水道におけるメーター器から宅地側での漏水修繕や、下水管を埋設した箇所

の舗装の修繕等を実施しております。

⑤半壊の家屋を取り壊し質問に対しても、本村では調査判定前に取り壊した事例がないとの答弁で理解できない。

本村ではあくまでも国宅の被害認定基準運用方針に基づき被災の認定を行った。

台風15号による災害の再発防止と救済支援の質問に対しての答弁では、理解できない不明確な点を質問いたします。

①成田地区の堤防と比較すると、中地区の堤防が低いために越水して決壊する恐れがある。高上げするか、拡張する必要はある。

堤防の高さの低い・高予定しております。堤防の整正により、左右岸及び縦断方向の勾配の調整がされる。堤防の高上げについては、県へ引き続き要望を行って参りたい。

②水門と排水ポンプの管理道路を二線堤を村としても進めるとあるが、どの様に進めるのか。

地元行政区、関係地権者等の協力を頂き進める。

③洪水により、浸水したために井戸水が飲料水に不適となった。村の答弁では、検出された物質は、もともと土中に浸透していたと考えられる、浸水によるものとは判定しにくいとの答弁である

25年度中に、調査を実施する予定です。

④工業用と生活用水に利用していた企業が飲料水等として不適となり、村の上水道を引き込むことになったが、救済支援はないのか。

上下水道の引き込みに對する救済支援は行っておりません。

⑤洪水による、農業施設、農作物等の被害の救済支援状況について。

ハウスの修繕や加温装置等の修繕に対して、復旧経費の2分の1を補助した。また農作物は、農業共済組合の保険適用となったため、保険での対応になった。

ため池の浸水対策について

①三ツ池の土手を調査した結果と対策について。

県営事業で「3月下旬に成果品が納入される」②荒池・待池・郡池は調査の対象にならないのか。25年度中に、調査を実施する予定です。